## 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容
対象受検機関 環境農林水産部 農政室		検出事項 賞譲渡した下記の公有員 型が行われていなかった 種目 揚排水施設(農業)	財産(工作物)	について、公有財 取得価額 1,266,000円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略)(台帳価格)第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額(以下「除却」という。)する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合	
				E	登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年6月2日から同月28日まで)